

令和元年(ワ)第33338号

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書(その4)

2020(令和2)年8月16日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

甲41号証

標目 : 新幹線車両内の喫煙ルームの案内掲示について(写し)

作成日 : 2020(令和2)年8月10日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 被告らが提出した【乙2~4号証】の内容に間違いが無いか否かを検証してきた結果をまとめたものです。

同時に、原告が【甲37号証】として提出した「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の15頁に記載されている、

「喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏れいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること(を利用者に周知することが望ましい)」

旨の厚生労働省通知に係る、被告らの対応状況の調査報告も兼ねています。被告らが、新幹線列車内の喫煙ルームを利用する乗客に対して、上に記した「ゆっくり入退出」を促す周知を行っていないこと、ひいては被告らが喫煙ルームからのタバコ煙の漏れに起因する受動喫煙の防止に努めていない「不作為の事実」があることの証拠として、提出します。

甲42号証

標目 : JRおでかけネット 車両案内 のぞみ N700系(写し)

作成日 : 不明

作成者 : 西日本旅客鉄道株式会社

立証趣旨 : 被告JR西日本が開設・運営する「JRおでかけネット」のウェブサイトに掲載されている、N700系(16両編成)の車両案内です。

https://www.jr-odekake.net/train/nozomi_n700/

被告JR西日本が、2頁目の下部で喫煙ルームの設置場所(号車)についての案内を記載している一方で「列車内で喫煙される方は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

なお各頁の上部で「JRおでかけネット 車両案内」等のタイトルが本文や図などと重なってしまっていますが、これは原告が使っているパソコンのウ

ウェブブラウザの印刷機能に何らかの不具合があるためと思われ、パソコンのディスプレイ上では重ならずに表示されています。同様の不具合は【甲43～48号証】においても発生しています。

甲43号証

標目 : JRおでかけネット 車両案内 みずほ N700系(8両編成)(写し)

作成日 : 不明

作成者 : 西日本旅客鉄道株式会社

立証趣旨:【甲42号証】と同じ「JRおでかけネット」に掲載されている、N700系(8両編成)の車両案内です。

https://www.jr-odekake.net/train/mizuho_n700/

タイトルは「みずほN700系」となっていますが、同じ山陽～九州新幹線直通列車である「さくら」にも使用する車両です。

【甲42号証】と同様、被告JR西日本が、2頁目の下部で喫煙ルームの設置場所(号車)についての案内を記載している一方で「列車内で喫煙される方は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

甲44号証

標目 : JRおでかけネット 車両案内 こだま 500系(写し)

作成日 : 不明

作成者 : 西日本旅客鉄道株式会社

立証趣旨:【甲42号証】と同じ「JRおでかけネット」に掲載されている、500系の車両案内です。

https://www.jr-odekake.net/train/kodama_500/

【甲42号証】と同様、被告JR西日本が、2頁目の下部で喫煙ルームの設置場所(号車)についての案内を記載している一方で「列車内で喫煙される方は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

甲45号証

標目 : 車両のご案内 車両編成(N700系)(写し)

作成日 : 不明

作成者 : 東海旅客鉄道株式会社

立証趣旨:被告JR東海の公式ホームページに掲載されている、N700系車両(16両編成)の案内図です。

https://railway.jr-central.co.jp/train/shinkansen/detail_01_01/unit.html

【のぞみ】【ひかり】【こだま】の3種類が掲載されていますが、異なるのは指定席と自由席の両数だけで、同じ車両で運転されています。

また「喫煙ルームがあります。普通車は3号車(博多寄り)、7号車(東京寄り)、15号車(博多寄り)、グリーン車は10号車(東京寄り)です。」との記載方から、被告JR東海は普通車を利用する客が10号車(グリーン車)の喫煙ルームを利用するのを認めていないことも推認できます。

【甲42号証】などと同様、被告JR東海が、喫煙ルームの設置場所(号車)についての案内を記載している一方で「列車内で喫煙される方は『喫煙ル-

ム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

甲46号証

標目 : よくいただくご質問 マナーについて 駅や列車での禁煙・喫煙は、どのように分けていますか? (写し)

作成日 : 不明

作成者 : 東海旅客鉄道株式会社

立証趣旨 : 被告JR東海の公式ホームページに掲載されている、利用者への案内です。

<https://faq.jr-central.co.jp/detail/faq000045.html>

【甲45号証】と同様、被告JR東海が「列車内で喫煙される方は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

甲47号証

標目 : N700系新幹線 JR九州の車両たち (写し)

作成日 : 不明

作成者 : 九州旅客鉄道株式会社

立証趣旨 : 被告JR九州の公式ホームページに掲載されている、N700系(8両編成)の車両の案内です。

<http://www.jrkyushu.co.jp/trains/700/>

【甲42号証】などと同様、被告JR九州が、5頁目の「車両案内」の項目で喫煙ルームの設置場所(号車)についての案内を記載している一方で「列車内で喫煙される方は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

甲48号証

標目 : 受動喫煙防止の取り組み (写し)

作成日 : 不明(記載内容から2020(令和2)年4月1日以降と思われます)

作成者 : 九州旅客鉄道株式会社

立証趣旨 : 被告JR九州の公式ホームページに掲載されている、利用者への案内です。

<http://www.jrkyushu.co.jp/trains/700/>

【甲47号証】と同様、被告JR九州が「列車内で喫煙される方は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を行っていない事実があることの証拠として提出します。

以上